

第八十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

昭和五十三年三月二十八日(火曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

委員長 嶋田 宗一君

理事 羽田野忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 高橋 高望君

上村千一郎君

二階堂 進君

西宮 弘君

長谷雄幸久君

出席政府委員

法務政務次官 青木 正久君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

委員外の出席者

法務委員会調査 清水 達雄君

室長

委員の異動

三月二十八日

辞任

正森 成二君

同日

辞任

安藤 巖君

補欠選任

正森 成二君

同日

補欠選任

安藤 巖君

同日

補欠選任

正森 成二君

○嶋田委員長 これより会議を開きます。

本日の会議に付した案件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五四号)

内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 刑事補償法の一部を改正する法律案についての質問ですが、この前に飯田委員から刑事補償の本質について非常に詳細な質問がございました。それに対抗する意味ではございませうが、ちよつとその点に関連をして質問をさせていただきます。こゝういふに思ひます。

旧憲法には刑事補償に関する規定はなかった、こゝういふに言われるのですが、それはどういふ理由からなかったわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 なかった理由は必ずしも定かではございませんが、刑事手続に関する人権の保障に関する細かい規定、これは当時の憲法には一般的に規定がなかったわけではございまして、そういう観点から規定が置かれなかったものであらうと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、刑事補償法という法律そのものは昭和六年四月二日の法律第六十号であつたわけですね。そのときの考え方、渡邊という司法大臣が補償という言葉を用いた理由に関連して提案理由を述べておる。「此補償法ノ適用ヲ致スヤウナ場合ニ於テ、國家ガ賠償ヲスルト云フヤウナコトハ絶対的ニイケンコトデアル、サウ云フ觀念ハ茲ニ考ヘラレナイト同時ニ、國家ガ賠償シナケレバナライ、所謂不法行為ニ對スル損害ヲ賠償スルト云フ意味ノ賠償ト云フコト、國家ノ權力行為ニサウ云フ觀念ガ是非ハナケレバナラヌト云フコトノ、積極的理由モ亦少シモ存在シナイノデアリマス、國家ガ賠償スル義務モナシ、補償スル義務モナイノデアリマスケレドモ、國家ハ一ツノ仁政ヲ布キ國民ニ對シテ同情慰藉ノ意ヲ表スルノガ、此ノ法律ノ精神デアリマシテ、國家

ガ何カ不法ノ事ヲヤッタカラ其賠償ヲ致スト云フヤウナコトハ、此法律ノ精神ノ中ニハ少シモ含マレテ居ナイノデアリマス、こゝういふことを言つてゐるやうなですね。

そうすると、これと現憲法の刑事補償、四十条ですか、これができて、その後の刑事補償の考え方のあれはどういうふうに進んでくるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 申し上げるまでもないことだと思ひますけれども、戦前におきましては、おむね世界各國を通じて、國は不法をなさず、さらには古く言へば、國王は不法をなさずといふ法諺、法のことわざに象徴されますやうに、國といふものは、たまたま結果において不法行為と見られるやうなことがあつても賠償の責めには任じないものだといふ思想が一般的であつたと思ひます。こゝういふ御指摘のやうな答弁が出ておるわけではございまして、すなわち旧法の時代には、國といふものは賠償義務を負ふものではないといふ一般的な考え方を下敷きといたしますから、刑事補償を行ふのは國の恩恵であり仁政である、こゝういふ理解で立法がなされておつたと思ひます。

ところが、新憲法下におきましては、國家賠償法の制定もございましたやうに、國といへども、場合によつては不法行為の行為者である場合があり得るといふ考え方がとられておるわけではございまして。これに対応しまして、刑事補償も憲法上の權利として規定されておるということではございまして、今日の刑事補償は戦前と違ひまして、國の故意、過失を要件としないといふやうに、損害賠償を定型的な形にしたものに性格が變貌しておると思ひます。

○稲葉(誠)委員 この旧刑事補償法の中には、無罪の判決があつても補償しない場合が廣く規定されておつて、同法の第四條には「無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付左ノ事由アルトキハ、補償ヲ爲サズ」刑法第三十九條乃至第四十一條ニ規定スル事由ニ因リ無罪又ハ免訴ノ言渡アリタルトキ」これが一つ。二つが「起訴セラレタル行為が公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反シ著シク非難スベキモノナルトキ」こゝういふやうにあるわけですが、後の方は別として、前の方の「刑法第三十九條乃至第四十一條」という規定、これは心神喪失の場合とかその他ありますね。それがどうして無罪になつたときでも補償しないといふやうになつておつたわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 立法当時の考え方は必ずしも的確に再現することはできないわけでありませうけれども、客觀的に犯罪行為を犯したと認められる場合において、責任能力に欠けたといふだけのために無罪になる者がおるわけではございまして、さういふ者に対して補償するといふことは、いかにも正義の觀念と申しますか社会通念と申しますか、さういふものに反するといふやうな考え方から、御指摘のやうに除かれたのではなからうかと思つております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、今度の刑事補償法では、その点の規定はどういうふうになつておるわけですか。これは新しい刑事補償法ができたのでしたか、あるいは刑事補償法の改正という形になつたのでしたか、どつちでしたか。

○伊藤(榮)政府委員 廃止、制定という全面改正の形をとつております。

○稲葉(誠)委員 いや、だから、前は「刑法第三十九條乃至第四十一條ニ規定スル事由ニ因リ無罪又ハ免訴ノ言渡アリタルトキ」というのが無罪の中の場合でも、除かれておつたわけでしょう。しかし、今度はその点が削除になつておるわけ

しょう。もちろんこれは憲法四十条を受けてのことだと思いますが、どうしてこれが削除になったのですか。

○伊藤(榮)政府委員 いま御指摘のように、旧刑事補償法では責任無能力者の場合には補償しないことになっておったわけですが、新憲法第四十条で「無罪の判決を受けたときは」という一般的な書き方がなされたわけでございます。

ところで、犯罪成立の一般的要件といたしましては、申し上げるまでもなく三つの要素が必要とされております。構成要件該当性、それから違法性、有責性、この三つの要素がそれぞれ同等の地位を占めておるわけでありまして、このうちの一つでも欠ければ、裁判上、無罪の言い渡しができるわけでございます。そこで、この犯罪成立の一般的要件の三つのうちのの一つを軽く扱うということもできないということでございます。

考えてみますと、もともと、客観的な犯罪的行為がありまして、責任能力のない者については拘禁すべきでなかったわけでございます。そういう観点から、犯罪の一般的要件というものと、憲法上の「無罪の裁判」というのはっきりとした字句と、それらのことを勘案いたしまして、憲法の精神を充足するには、この心神喪失等の場合も含めて補償することとするのが相当である、こういう考え方によつたものでございます。

○稲葉(誠)委員 その点については、私もさういうふうにしておるわけですが、これは後で恐らく飯田委員から、この点に関連してまた御意見があらうか、こういうふうに思います。

それからもう一つ、免訴または控訴棄却の裁判を受けた者が、もし免訴または控訴棄却の裁判を受けた事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる十分な理由のある者を補償の対象者にしてはどうか、これは政府の提案にはなかつたわけですね。まず、なぜ政府の提案にこの部分がなかつたのかということをお聞きしたいと思うのです。

○伊藤(榮)政府委員 政府の当時の考え方は必ず

しもはつきりいたしませんけれども、要するに、憲法四十条の精神を満たすに必要かつ十分な法律案を作成して御提出申し上げたということであらうと思ひます。ところが参議院におきまして、いわゆる門前払いの判決、被告人死亡の場合の免訴でありまして、その他控訴棄却というふうな場合には、実体的に取り調べをすれば無罪である事件も含まれておるはずである、さうなもの、門前払いの判決決定のゆえをもつて補償を受けられないのは公平の原則に反するのではないか、こういうふうな御見地から御修正をいただいたものというふうに承知しております。

○稲葉(誠)委員 それは参議院で修正したわけですが、衆議院で附帯決議がついておつたのじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 いま、その附帯決議そのものを持ち合わせませんが、恐らくさうであつたと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、この前、刑事局の総務課長の説明は、何か心神喪失の場合などは、自分個人としてはこれから除いてもいいというふうな意味のことを言われたようにちよつと聞いておつたんですが、議事録ができていまして、それからちよつとまだはつきりしませんが、それは法務省としては、いま言ったような形で実際には心神喪失の場合もほとんど補償してありますから、これも含まれるというふうな理解の仕方、さういうふうにお聞きしていいわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 前回、よんどころないことで私がお答えできなかったで総務課長に答えてもらつたわけですが、そのとき飯田先生の非常に精緻な御理論をいただいたようでございます。事は憲法解釈の問題でございますから軽々に言うべきことではないと思ひますが、なお検討して、よく研究してみたいという趣旨でお答えしたようでございますが、憲法四十条に「無罪の裁判を受けたときは」とあります以上は、多少常識的にしつくりしないところがあると申しまして、憲法の趣旨を尊重して責任無能力者に対しても刑事補償

をするということをやつていくべきだ、こういうふうな現在私どもとしては考えております。

○稲葉(誠)委員 この点も後からまたいろいろ議論が出てくると思うのです。

そこで、憲法四十条で規定せられたということから、これは一つの国民の権利として出てきておる、ことに、ほかの災害補償や証人等の被害についての給付に比べて、この刑事補償の場合は権利性が強いから有利なものでなければならぬというふうな議論も出てくるわけなのですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 刑事補償の請求権は憲法上の権利として認められる、その他の給付は憲法上の権利として認められておらない、このことから必然的に給付の内容に格差がなければならぬという議論にはならないと思ひます。まして、刑事補償は刑事補償で、国の故意、過失を論じない定型的な損害賠償としてどの程度の内容が相当かということを考えていくべきものだろう、こういうふうにしておるつもりです。

○稲葉(誠)委員 そうすると、証人等の被害についての給付の場合に比較してみると、種々の災害補償、災害補償といつたていろいろあるからちよつとはつきりしないのですが、これは金銭的にはどういうふうになっていきますか。

○伊藤(榮)政府委員 大変比べにくいお尋ねでございます。証人被害給付の場合は、証人等に出されたために身体的危害を受けた方に対する補償でありまして、補償の内容も療養補償であるとか多岐にわたつております。一方、刑事補償の方は、身柄の拘束を受けておつたことに対する補償でありますので、かれとこれを比べることはちよつと困難かと思ひます。

○稲葉(誠)委員 もう一つの大きな問題は、憲法で規定があるけれども、その金額です。金額を一々法律にしないで政令で賄うようにするというのも一部で考えられておるようなのですが、それは憲法との関係でどういうふうになるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 全く形式論から申します

と、憲法では、法律の定めるところにより刑事補償を行うべきこととされておりますから、刑事補償の制度の基本については法律が定められ、細部に

ついてはさらに政令に委任されるということも可能であるかもしれません。しかしながら、事柄は憲法上権利として認められたものでございまして、実質的内容をなします補償の金額につきましても、やはり刑事補償の相当大きな部分を占める問題でございますので、その都度国会における慎重な御審議をいただいで決めていくというのが憲法の趣旨を尊重するゆえんではなからうか、かように考えております。

○稲葉(誠)委員 いま刑事局長も、慎重な御審議をお願いしたいと言つておるわけですからね。わかりましたか。だから慎重な審議……(慎重かつ速やかに)と呼ぶ者あり)いや、速やかは後で、慎重の方が大事なのです。(発言する者あり)不規則発言は困ります。

そこで問題になつてまいります一つは、最低限度だけ法律で規定されておれば上限は規定されなくてもいいじゃないか、これですらに憲法上の要請を満たしておるではないかという考え方があるわけですね。これはどうなんですか。何も上限まで決めなくたっていいのじゃないでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 確かに、下限だけ決めておいて上の方は政令に任せるといふのも一つの考え方であらうと思ひます。ただ、私どもとしては、下限を法律で書くくらいなら上限も法律で書いた方が一般国民もわかりやすいと思ひますし、また上限についても御審議をいただくといいことが望ましいのじゃないか、かように考えております。

○稲葉(誠)委員 これは私もよくわからないのですが、イギリスでは刑事補償というのはいないのですか。

○伊藤(榮)政府委員 イギリスは今日でも、国は不法を犯さずという考え方が支配しておりますので、刑事補償はないように記憶しております。

○稲葉(誠)委員 アメリカは最初やはりなかつた

のですね。ずっと後になってこれを設けるようになったようなのです。これははっきりしませんが、れども、一九三八年に刑事補償に関する連邦法が初めて制定されて、一九四八年に改められて現在に及んでおる、こういうふう聞いておるのです。アメリカではなほ初めなかったのですか。これはやはりイギリス法の母法の関係もあってなくて、後からできるようなったのですか。

○伊藤(榮)政府委員 アメリカの立法者に聞いてみたわけではありませんが、御指摘のようにアメリカは英法を母法として法律的に発展してまいりましたので、長い間、国は不法をなさずという考え方があったのではないかと思います。御指摘のように、現在連邦法において適用されておられるのは一九四八年六月の改正の部分でございまして、有罪宣告を受けて自由刑に処せられた者が後に無実であったということで破棄されたような場合に補償するということが主な内容のようでございます。

○稲葉(誠)委員 この場合は古い法律で、その後変わっているかも知れないのですが、上限が決まっているだけで下限は決まっていけないのじゃないですか。五百ドルを超えない範囲の損害賠償の請求を請求権裁判所に提出し得る、こういう規定の仕方のように聞いておるわけですが、上限だけで下限が決まっていけない、こういうふうに理解してよろしいですか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま御指摘の数字がちょっと違っておりますが、五千ドルで頭打ちということになっておるようでございます。

○稲葉(誠)委員 失礼しました。私の読み間違いで、五千ドルです。

その場合に、定型的に額が決まっていけないということもあるでしょうが、「損失の補償は、特定の損害、すなわち収入の減少、弁護士費用、無罪釈放を求めるに要した費用などに限られねばならない」というふうな言っておいて、「収入の減少、弁護士費用、無罪釈放を求めるに要した費用」こういうふうなものに限定しておるようですね。日本

の刑事補償の場合はその点は定型的な損害賠償なんでしょうけれども、何を損害とみなしているわけなんですか。

○伊藤(榮)政府委員 わが国の場合には大きく分けて二つの要素があると思いますが、一つは拘束を受けたことによる経済的損失、もう一つは精神的な損害、この両方をひっくるめて定型的なものとして補償金額を決定しておる、こういうふうになっております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、これも私はよくわからなくて、にわか勉強で申しわけないのですが、西ドイツの刑事補償法をちょっと勉強してみたいのです。これの中でのいろいろあるのですが、一九七一年三月八日ですか刑事補償法が制定されて、いままでの二つの法律、一八九八年五月二十日の再審手続において無罪の言渡しを受けた者の補償に関する法律と、一九〇四年七月十四日の責任なくして受けた未決勾留の補償に関する法律が一本化されたというふうに出ておるわけなんです。が、そのことを細かく聞いたところどうでしょうか、それはありませんから聞かないですが、補償義務の範囲を刑事法上の有罪判決の言い渡しの結果の場合のみに限定せず、特定の刑事訴訟上の措置にまで拡張したのだ、こういうふうにあるのです。これは日本の場合に当てはめるとどういふことになるのでしょうか。あるいは当てはまらないのですか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま御指摘の一九七一年三月八日の刑事訴訟上の処分に対する補償に関する法律という西ドイツの法律でございしますが、これでは、御指摘のように未決勾留のほか、その他の刑事訴訟上の処分による損害についても無罪の言い渡しを受けたらいたしますと補償するということになっておるわけでございます。

その他の刑事訴訟上の処分と申しますのは、この法律の第二条第二項によりまして五つ規定してございまして、第一は、刑事訴訟法及び少年裁判所法の規定に基づく仮収容及び観察処分というのでございまして、これはわが国の刑事訴訟法あるい

は少年法による拘禁とは同じでございます。それから二番目が、刑事訴訟法第二百七条第二項に基づき仮逮捕でございまして、これも刑事訴訟法の制度でございまして。わが国と比べて特色がございまして、その後だろーうと思いますが、第三番目に、勾留状の執行を猶予する裁判官の処分というのがございまして。これはわが国で似たような概念を探しますと、保釈に一番似ているだろうと思

いますが、この場合に、勾留状の執行を猶予してやるけれども、そのかわりにいろいろな指定条件が裁判官からつけられるわけです。たとえば、決まった日時に裁判官のもとへ出てこい、あるいは居所を離れてはいけないとか、その他そういう自由の制限を伴う条件がつけられることがあるわけでございます。そういうような場合に損害をこうむらせることがあるというのを予定しておるのだらうと思えます。それから第四番目が、領置、差し押さえ、搜索であつて、他の法律において補償が定められていない場合ということでございます。これはわが国の没収の裁判の場合と対比できると思ひます。最後に五番目に、運転免許の仮取り消しというのがございまして、ドイツにおいては、交通事件において裁判所の裁判で運転免許の仮取り消しということが行われております。そのことによって損害をこうむった場合にも補償しようというところのようでございます。これはわが国とは異なる制度でございます。

すなわち、重ねて申し上げますと、保釈の条件によつて損害をこうむった、それから免許の仮取り消しで損害をこうむった、これに加えておるのがわが国と違つておるのではないかと思います。

〔委員長退席、羽田野委員長代理着席〕

○稲葉(誠)委員 いま没収と言われましたけれども、あるいは没収もわかりませんが、差し押さえ及び搜索によつていろいろ損害を、違法なあれによつてこうむった場合にも刑事補償の対象にしろという学説が日本にもあります。平野龍一さんはそういうふうなことを言っておられるようですが、それは損害額の認定その他が定型的になか

なかなりにくいからということで日本の刑事補償法の中に含まれるのは無理だ、こういう考え方をとっておられるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま御指摘の西ドイツの差し押さえ、搜索という点につきましては、損害をこうむったその者が無罪になった場合に、自分の所有物を差し押さえを受けあるいは搜索を受けたという点に關してやるのだらうと思つておりますが、私どもの刑事補償法でこれらの点を補償の対象としておりませんのは、やはり刑事手続における身柄の拘束と、その余の諸般の手続上の事柄とは質的にきわめて異なるものであつて、人権が侵害されることが最も大きい身柄の拘束についてとあえず補償をしようという思想でできておるわけでございます。したがつて、そのほかに手続をめぐつてのいろいろなことがあると思つてございしますが、これはひとり刑事手続ばかりでなく、一般行政手続、たとえば許可認可であるとか、あるいは裁判に近いもので言えば海難審判とか、いろいろ行政上の手続においても同様な事柄が起り得るわけでございます。それらのことと総合的に検討して対応すべきものであらうということとわが国では刑事補償の対象としていない、こういう事情でございまして。

○稲葉(誠)委員 そこで、この西ドイツの刑事補償法の中で、従来の補償額の上限を廃止したということが一つの大きな特徴になっておるわけですね。財産的損害に対しては損害額が五十ドイツマルクを超えたとき、また非財産的損害に対しては、自由の剝奪を開始した日から全一日につき五十ドイツマルクを補償することとして、上限を定めた規定が置かれていない、こういうふうになっておるようですね。ドルのことは何とかわかりますが、五十ドイツマルクとか十ドイツマルクというのは日本の円にすると一体幾らぐらいなんですか。

○伊藤(榮)政府委員 マルクを円に直すと大体百十倍ぐらいになるのではないかと思います。その日その日で違つてはしるけれども、百十四、五円のところではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 ドイツの場合は従来あった上限をどうして廃止して下限だけにしたのか、この辺のところがよくわからないのですがね。ドイツのことをどう言うってそれをまねしろという意味では決してありませんけれども、制度が違うからあれかもわかりませんがね、前は何か「七万五千ライヒマルクの元本補償額又は年額四千五百ライヒマルクの年金額を超えて賠償を給付することはできない」というふうに規定してあった、その上限を廃止した、こういうことなのでしょうね。日本の場合でも、何か上限を廃止しても憲法の考え方から見ても違反にはならないのだという考え方を、法務省の刑事局付の検事の人がそういう意味のことを前に、はっきり言っておられますけれども、述べておられますね。これは昭和三十九年ごろにいた井上五郎という人がそういう意味のことを書いていますね。だから必ずしも上限を一々書かなくても、上限は裁判所の裁量に任せるとか、あるいは政令に任せるとかということでもいいのじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 わが国の場合は、もとが憲法上保障された権利でございますので、全く裁判所に任せてしまおうというわけにもまいらぬと思いますが、御指摘のように、下限だけを決めて上限は政令に譲るといふようなことは理論上は可能であらうと思います。

○稲葉(誠)委員 それじゃ問題を変えてまいりますが、余り古い統計をかれこれしてもまずいし、大変だろうと思いますので、昭和五十年からにしましょうか。昭和五十年から無罪で刑事補償決定のあった事例を私の方で調べてみたわけです。そうすると、あなたの方のものとは違いかもわかりませんが、昭和五十年は七十五件、それから五十二年の分は十一月までですね。大体こういうふうになつておるわけですが、これは後で、違つかどうか、一覧表を出してはいい、こういうふうに思います。

そこで一つの問題は、刑事補償があった場合に、

無罪があつて刑事補償を請求しておるパーセンテージはどのくらいになるのですか。書物によりまして、日本の場合は非常に低い。大体四割から五割くらいしか補償請求してないのではないかと、いう統計があらわれておるようになっておるのですかね。

まず、いま私が申し上げた昭和五十年、五十一年、五十二年——五十二年は十一月まで、の無罪で刑事補償決定のあつたのは何件くらいあるかというところ、それから無罪になつたのは何件くらいあつて、刑事補償請求してゐるのはどの程度の割合かということですね。

○伊藤(榮)政府委員 過去三年間に刑事補償が行われたのは、昭和五十年、五十一年は御指摘のとおりそれぞれ七十五件と四十五件でございます。昭和五十二年は、十二月までの数字を拾つてみますと、八十三件でございます。三年間合計二百三件ということになります。

ところで、無罪になつた者のどれくらいの者が補償請求をしておるかということでございますが、実は遺憾ながら無罪になつた人の中で身柄拘束を受けた者がどの程度の割合を占めるかというデータがないのでございます。したがって、この補償件数を何かで割つてみたいわけなんですけれども、分母が得られないというのが実情でございます。ただ、裁判所の当局の方から聞きますと、御指摘のように拘束日数が短い等のことで請求しない人も相当おられるということを聞いております。裁判所ではこの制度がなるべく周知されるようにやっておられるようでございますが、実情はどうもそういうことのようにございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、これらの事件は無罪になつて刑事補償が決定した事案ですね。これについては一体なぜ無罪になつたかということについて、法務省、検察当局としては詳細な調べがしてあるわけですね。いまはどうしてゐるのか知りませんが、昔は無罪になつて確定すると上申書を書かされたものと思ひますが、私も書かせられたことがありますが、いまでもその事件がなぜ無

罪になつたのか、公訴の提起がどこかに欠陥があつたのではないかと、あるいはやむを得なかつたとかいろいろなる理由で、恐らく一つ一つの事件を高検なり何なりで点検をして、法務省の方に報告がある、こういうふうな思ひです。それでなければこういうふうな人権がじゅうりんされてきた原因というものが不当な公訴提起にあつたかどうかということがわからないわけですから、現在の組織では、まず無罪があつて確定した場合に、これは一体どういふふうな下から無罪に対する報告が上へがたつてくるのですか。

○伊藤(榮)政府委員 典型的な事例として、まず第一審無罪の場合を申し上げますが、第一審で無罪の裁判がございまして、大きい検察庁では公判部、それ以外のところでは検察官会議というふうなものにこれを披露したしまして、なぜ無罪になつたか、捜査に欠陥はなかつたか、法律解釈に問題はなかつたかというふうな諸般の検討を詳細にしまして、もちろんその間に検事正、次席検事の判断も得るわけでございますが、その結果を携へまして高等検察庁へ参りまして、高等検察庁の検察官のもとにおきまして、おおむね複数でやつてゐるようでありますが、同様に無罪となつた経緯、あるいはその反省点、あるいは裁判所の判断に誤つてゐるところがないのかどうか、そういう点を多角的に検討いたしましたして、やむを得ず検察官控訴すべきものは控訴すべき旨の指揮がなされます。無罪で確定せしむべきものについては、その旨の指揮がなされまして、いづれにしても、その結果は第一審判決の結果の審査の報告書というふうなものにまとめられまして、管内の各検察庁あるいはその高等検察庁、最高検察庁、法務省等へそれぞれ送付されるわけでございます。

なお、特異重大な事件あるいは世間の耳目を引いた事件につきましては、法務大臣、検事総長、検事長が当該地方検察庁から詳細な報告を求め、これをよく調べることにによりまして、本省におきましては会同等の機会に注意を促す、最高検

は個々の注意を促すというふうなことをやっておるわけでございます。

上級審で無罪の裁判を確定させました場合におきましては、やはり同様に最高検察庁等が詳細調査をして、その結果を法務大臣に知らせる、こういうふうな措置がとられております。

○稲葉(誠)委員 いま言われた五十年、五十一年、五十二年の無罪で刑事補償決定のあつた事例で、検察官の起訴が事実認定を誤つておつたとか、あるいは自白を信頼し過ぎたとか法律解釈を誤つたとか、いろいろ分け方があつたかと思ひます。あるいは検察官の措置が、無罪になつたけれども、必ずしもこれは不当ではなかつた、事案によつては、検察庁限りでとめておくわけにはいかぬ、有罪、無罪はフェアに裁判所の判断に任せるとかというところで、起訴して、有罪、無罪について余りこだわらない事件も率直に言うところがあるわけですね。いづれにいたしましても、こういうふうな事件について検察官の措置が不当であつたとか、なかつたとかというこの項的な分け方、自白をそのまゝ偏重し過ぎたとか、あるいは証拠の収集が十分でなかつたとかいろいろ分け方があつたかと思ひますが、これはどういふふうな収録して分類してゐるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 分類と申しましても、そういう意味の分類をして、類型化して反省材料にするということではないわけでありまして、たとえば自白偏重という項目をつくつてみましても、自白を偏重する背景には、あるいは自白偏重の結果として、客観証拠の評価違いということが当然ついてくるわけでございますし、また逆も言えるわけでありまして、主として大ざっぱに分ければ、検察官の事実認定という裁判を受けた場合、それから検察官の法律判断が間違つておるといふふうな判断を受けた場合、さらには鑑定結果によりまして心神喪失と認められた場合、大ざっぱに言えばこの三つくらいに分けて、それぞれについて反省しておるわけでありまして、それぞれについて

反省しているわけですが、本来ならば五十年、五十二年のものを、そういうふうは無罪で刑事補償のあったものを一々そういう三つのジャンルに分類して、これは心神喪失はすぐに出ますが、資料として提出したいと思うのですが、これをやるとなかなか、慎重には確かなりますけれども、迅速でなくなるかも知れぬから、どうしますか、やってもいいでしょうか。できますか。

○伊藤(榮)政府委員 何分合計二百三件の事件でございまして、検察当局としては、刑事補償が行われたということで反省しておるわけではなくて、無罪になったということで反省しておるわけでありまして、無罪になったものの中から刑事補償が行われたものを裁判所に拾い出していただきまして、それからその記録の所在を八方手を尽くして調べて、そうしてそれに見合う無罪審査の結果を引張り出すということになりますと、相当な大作業になりますので、できましたら、一般的なお答えを誠意誠意申し上げるということに御勘弁いただきたいと思っております。

○稲葉(誠)委員 無罪判決のあったものは、この刑事補償決定のあったものよりも多いわけでしょう。大体倍ぐらいあるのじゃないかと思っております。一々それを検討して、なぜ無罪になったかということを検討して、そして最高検でやるのかどこでやるのか知りませんが、捜査のミスのような場合とか何とかでそれは人事にも関係してくるのですから、相当大きなウェイトを占めてくるのじゃないですか。だけれども、これは全部やると言ったってなかなか大変ですから、そこまでは要求しないことにします。

そこで、これを見てみると気がつくのは、非常に近來これが多いのですよ。威力業務妨害、凶器準備集合、暴力行為の処罰、それから騒擾助勢、これは特別なものかも知れませんが、非常に多いのです。ほとんどそれがふえてきています。これに凶器準備集合が非常に多いわけですね。だから、これは全部労働運動、学生運動だとは言いません。

せんけれども、そうでないものもあるかもしれませんけれども、これらは大体において学生運動ないし労働運動の場合ではないのですか。

○伊藤(榮)政府委員 一番顯著でございすのが凶器準備集合と凶器準備結果なのですが、これは労働運動というものではなくて、過激派の内ゲバその他の過激な事件あるいは集団暴行事件、こういうものが主になっておるのだと思っております。

〔羽田野委員長代理退席、委員長着席〕

○稲葉(誠)委員 それがどうしてこんなに無罪が出て刑事補償が出るのですか。無罪になれば刑事補償が出るのはあたりまえだからそれはいいのですが、どうしてこういうふうに出るのですか。これは恐らく非常に網を張った——網を張ったという言葉は悪いけれども、少し乱起訴の傾向があるのじゃないですか。これがとてもふえていきますね。本当に凶器準備集合が非常に多いのだ。近來非常に目立ってふえてくる、こういうことですね。

いづれにいたしましても、そういうふうなことで無罪がこのところ前よりも、全体の起訴がふえているのかもしれないけれども、ふえているのじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 第一審の無罪の総数は、大局的に観察いたしますと無罪率は逐次減少の傾向にあります。昭和五十年におきまして第一審無罪人員が二百二十一人で、無罪率にしまして〇・四％、それが五十一一年で、無罪率が百八十三人で無罪率〇・三％というところで下がっております。

御指摘の各種罪名のうち、たとえば暴力行為処罰法違反をとってみますと、昭和五十年の無罪率が〇・五％、五十一一年の無罪率が〇・三％ということでありまして、総体の無罪率と余り開いておりません。それなのに補償請求の件数がふえて出てくるのとは申します、身柄拘束のまま裁判を受けるのが大変多いということが一つ、それから権利意識が強いということが原因ではなからうかと考えられます。

それから凶器準備集合、同結集につきましては、

五十年の無罪率が二・三％、五十一一年の無罪率が七・八％と、こうなっております。この凶器準備の事件はときにたまって起きますので、年によって補償の件数も大変アンバランスがございす。多いことは多いとしてもアンバランスがあるわけでございます。

この種の事件でなぜ無罪が多いかということを一とつ考えなければならぬわけでありまして、要するにこの種の事件、過激派による凶器準備集合あるいは結集の事件と申しますのはほとんどが黙秘でございまして、黙秘のまま共犯関係を客観証として認定をして起訴せざるを得ないという状況がしばしばあるわけでございますが、公判へ参りまして、にわかにはしゃべり出して共犯関係を否定するということや、共犯関係が裁判上証拠によって認定されなくて、共犯関係から裁判の判断上脱落していくというものが相当数見られるわけでございます。それらのものが無罪率を高めておる一つの原因であらうと思っております。

さらに、この種の事件は、御承知のように身柄拘束のまま裁判を受けることが多いわけでございます。また無罪になりますと直ちに補償の請求をする。こういうようなことで、刑事補償請求件数の中で凶器準備集合等の事件が、昭和五十一一年で一三・三％、五十二年で二一・七％を占める、こういうことになっておるように思います。

○稲葉(誠)委員 日本の検察庁の場合は、無罪率が非常に低いということで世界的にも著名なものであるというふうな言い方を聞いていたわけですね。通常の無罪率というのは、日本の場合どの程度ですか。それから外国と比べて、外国の法制は違いますが何とも言えませんが、ことに陪審なんかやっていると違いますが、それと比べて、それはどういうふうなところにあるかということが一つですね。

それから、いま五十一一年度の無罪率が七％というふうなちょっとお聞きしたのですが、非常に多いのです。ですから、この次に、五十一一年度に

限って凶器準備集合が、幾つもあります。それがなぜ無罪になったのか、それは起訴自身に問題があったのではないかと、こういうことを少し聞いておく必要があるのではないかと、こういうふうな思ふのです。ほかの国と比べて日本の無罪率というものはどの程度のものですか。

○伊藤(榮)政府委員 わが国におきまして無罪率は、道路交通法違反事件などを入れますと、ほとんどゼロに近いといえますので、通常、第一審事件に限って見ますと、先ほど申し上げたように、三％から〇・四％のあたりを上下いたしております。これに対して、先ほど五十一一年の凶器準備集合が無罪率七・八％と申し上げましたが、数にしますと無罪が十三人というわけですが、全部で百六十六人に対して裁判が言い渡されたわけでございますが、百五十三人が有罪、十三人が無罪、こういうことでございます。

なお、諸外国の無罪率でございますが、法制がいろいろ違いますから一律にその数字だけで云々することはできないと思っております。アメリカなどでは、州によって違うようでありまして、二〇％からあるいは四〇％に及んでるところもあるようでございます。大陸、たとえば西ドイツなども、これは私の記憶でございますが、間違っておれば後に確認して訂正しますが、無罪率は一七・八％ではなかったかというふうに思っております。

○稲葉(誠)委員 それは日本の場合は、たとえ再審をやっても、実際に未決で入っていたものよりも少なくなつた場合、あるいは、再審でなくともいいのですけれども、未決よりも実際の刑が少なくなつた場合に、差し引いて実刑よりも上になる未決ですね、このものについてはどうなんですか、日本の場合には、それも未決として刑事補償の対象になるのですか。質問の意味、おわかりですか。

○伊藤(榮)政府委員 たとえば三ヶ月間勾留されておりました、裁判の結果懲役二月になるという場合がございすと思ひますが、その場合、俗な

言い方ですが一カ月のおつりが出るわけですが、それが、それについて補償するというたてまえはとっておりません。

○稲葉(誠)委員 それはどうしてですか。

○伊藤(榮)政府委員 結局いまの例で申し上げますと、三カ月の未決勾留というものは裁判を行うのに必要な期間でございましてたわけでありまして、それが裁判の結果有罪とされた。したがって、その未決期間については補償する必要がない、こういう考え方でございまして、未決勾留日数というものを裁判の有罪、無罪、あるいは刑期の中へ算入するとかしないとかいうことを結びつけて考えるのは必ずしも適当でない場合があるのじゃないか、いまちょっと適切な事例を思い起こしてみせられども……。ただ問題は、こういう場合があるろうと思ひます。再審の結果、罪名が変わりまして法定刑が変わる、その結果処断刑が変わる、低く変わりましたために、すでに服役した部分との差額が出るというようなことは考えられると思ひます。まあ観念的な話ではありますが、いままでそういう事例を聞いたことはありますが、観念的にあり得ると思ひます。そういう場合、先ほど御指摘の西ドイツでは補償の対象としており、わが国ではまだしておられない、こういう状況でございまして、この部分については将来の問題として検討の余地があるのじゃないか、かように思っております。

○稲葉(誠)委員 いろいろ時間の関係もあるものですから早目に終わりますが、もう一つお聞きしておきたいのは、この刑事補償で補償金をもらった、そのうちで国家賠償を請求するのはどの程度のものになりますか。

○伊藤(榮)政府委員 刑事補償を受けたもので国家賠償を請求するというのが何件あるか、適切な統計はないと思ひますが、一件一件拾えば、数も少ないことではあります、大体年間に一件か二件であろうと思ひます。特に再審で無罪になったような場合には、おおむね刑事補償を受けた後に国家賠償を請求しておられる、こういう例がち

らほら見えるように思ひます。

○稲葉(誠)委員 これで質問を一応終わりますが、そこで、いま言った、無罪になり刑事補償をもらった、あるいは刑事補償をもらわなくても構いませんが、無罪になって国家賠償を請求するという場合に、故意、過失を国家賠償では要求しているわけですが、故意の場合にはないでしようけれども、無罪が出て確定した場合には、過失が一応国側にあったという推定を受けて、だから、それを覆すためには国側で過失がなかったんだということを主張し、立証することになるのですか、あるいは請求権者側で国側の、まあ故意はめつたにないでしようけれども、不法行為による過失を主張し、立証しなければならぬ、こういうことに現在のたてまえではなるのですか、どういふふうになるのですか。

○伊藤(榮)政府委員 国家賠償の請求は民事訴訟手続で行われますので、法律のたてまえとしては、主張する者がこれを立証する責任があるということとでありますから、法律上のたてまえでは国家賠償を請求する人が捜査機関なり裁判機関なりの過失を主張し、その過失の内容を立証しなければならぬ、こういうことになっておられるわけですが、裁判の実際は、おおむね定型的な、外形的な事実を立証されまして、それによって裁判官が事実上の推定を働かせながら判断をしておられる、こういうことだろうと思ひます。

○稲葉(誠)委員 一応これで終わります。

○飯田委員 次は、飯田忠雄君。

○飯田委員 先般私は、無罪の裁判についてという問題と刑事補償の性質の問題、第三番目に、刑事補償をするときの問題、この三つの点について御質問を申し上げましたのですが、どうも十分な御答弁を得ることができませんでした。それで重ねて質問を申し上げたいと思ひます。

まず最初に、第一の問題から入りますが、刑事補償の性質の問題です。これにつきまして先般お尋ねをいたしましたけれども、的確な御答弁が得られないままに終わってしまいましたので、重ね

て御質問申し上げます。

国家賠償法というのがございしますが、国家賠償法では、公務員の公権力によるところの行為によつて、公務員が故意、過失がある場合ですが、その場合に損害を与えた、それに対する補償を国家賠償法でやるといふことになっております。刑事事件におきまして、警察官とか検察官とかあるいはそのほかの方々は皆公務員でございします。この公務員の方々の故意、過失によつて勾留をいたしたところが、その人はたまたま勾留に該当するやうな事件に關与していない、無罪となつた、こういう場合に払う金の問題が補償法として決められております。そこで、この刑事補償がもし損害賠償だ、そういう損害賠償の性質を持つといふことになりますと、国家賠償法で賠償をした、その同じことについて再び賠償をするといふことになりま。二重損害賠償の支払いといふことになりま。こういうことは今日の法体制で認められるだろうかといふことを私、疑念を持つものであります。

ところが、刑事補償法の規定を詳細に見てみますと、損害賠償も含めて支払うとなつておられるわけですが、このところがどうも疑問が多いと私は思ひます。元来刑事補償といふものは、本来の性質は、罪を犯していないのにそれを勾留した、それに対して大変な御迷惑をかけたといふことを理由とするところの慰謝料ではないかと私は考へるわけですが、損害賠償であれば国家賠償法で賠償がなされるものでありますので、その点のところについては御見解を承りたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 国家賠償法に基づく賠償も刑事補償法によりま補償も、国からの損害賠償の性格を持つことは一緒であると思ひます。ただ、どこが違うかといふと、国家賠償法の場合には、当該公務員の故意または過失があることを要件としております。一方、刑事補償法の方は、故意、過失を全く問わない。過失がない場合でも補償をする。反面、補償の額を定型化してございまして、その中に財産上の損害及び精神的な損害、

すなわち慰謝料、これを含ましめておる、これが違つておるわけでございます。

ところで、国家賠償という制度があるのに刑事補償という制度を設けております趣旨は、国家賠償はいま申しましたように故意、過失を要するわけではあります、考へてみますと、結局裁判で無罪になるやうな人が身柄の拘束を受けられたといふこと自体大変お気の毒なことであり、かつ国の機関の責任でそういう状態になられたわけでありま。そこでとりあえず、とにかくも定型化された形において補償を差し上げておきましよう。しかしながらこれは定型化された額でございしますので、人それぞれによつて経済的な事情あるいは精神的な損害の度合いが違つてございしますので、この刑事補償の額からはみ出る部分については、故意、過失の存在を要件とはいはしませんが、国家賠償で請求していただく、こういうやうなことになるわけでございます。もう一つ、刑事補償を受ける前に国家賠償をお受けになつて、刑事補償と国家賠償の額との間にプラスの差額があると思ひますれば、その分を刑事補償で御請求になるということももちろんできるわけでございます。そこで刑事補償法は第五條におきまして、国家賠償法その他の損害賠償を請求することをこの法律は妨げるものではない、こういたしまして、どちらかの補償あるいは賠償で一定の額の補償ないし賠償を得られた場合には二重にはもらえない、どちらから差し引いて支払うというやうな調整規定を設けて、その国家賠償と刑事補償との関係を調整をしようとしておるわけでございます。

○飯田委員 現行法の刑事補償法のたてまえは、規定の内容からそのようになっておるようでございます。特に第四條で、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、これを補償しよう、これが刑事補償法だと書いてありますが、それでありま。国家賠償法で済むのではない、これはこう申し上げるのです。国家賠償法で済むのに、わざわざなぜ刑事補償法という法律

を二重につくらねばならぬのか。これは国家賠償法の方ですと時間がかかり過ぎるんだということであれば、それは裁判上の手続の運用の問題ではないか、このように実は私、考えたわけです。

それから次に、刑事補償法の場合、故意、過失を問わず損害賠償するんだということになりますと、これは損害賠償の基本的な観念、性質を大変ゆがめてしまうことになるのですが、そういうことを法律でやりになるということとは困るのではないかと問題、疑問があるわけです。この点はどうでございましょうか。

○伊藤(榮)政府委員 伝統的な損害賠償と申すものは、御指摘のように故意、過失を前提とするのが本来であつたのでございしますが、最近民法上——私、民法は素人でございしますが、無過失責任を問うというようなケースも出てきておるようございします。たとえば工作物の瑕疵でございしますとかそういうものがあるようございしますが、次第に社会構造の複雑化、発展に伴ひまして、必ずしも過失の存在は証明できないけれども、たとえばそういうものが存在することによってどうしても他に損害をこうむらせる可能性があるというような場合には、無過失であっても損害賠償をするというような考え方が次第に出てきておるよう思うわけにございします。したがひまして、伝統的な損害賠償の法理からいいますと例外的なことはなるうかと思ひますが、刑事補償におきましては、国の機関がそういう損害をこうむらせたわけでありまして、国の故意、過失を問わないで補償してあげよう、こういう考え方でございしてゐるわけにございまして、それはそれなりの政策として妥当性があるのではないか、かように思つております。

○飯田委員 その点はよくわかりました。そうでありましたら、国家賠償法と刑事補償法は統一をとる必要がないだろうかという私は疑問を持つわけですが。国家賠償法ではわざわざ故意、過失の場合だけ公権力の行使による損害賠償をいたしまして、それがたまたま刑事に關するとそれだけ無

過失責任を認めるというのでは、同じ公務員の不作為に關する国民に対する補償に差ができてまいりまして不公平がでると思ひますが、この点についてはどうでございしますか。国家賠償法をお改めになる、国家賠償法の方も故意、過失を抜く、そういうお考えがあるのでしょいか、お尋ねをいたします。

○伊藤(榮)政府委員 国家賠償法を所管しておりませんので、私からお答えするのはいかかと思ひますけれども、刑事補償との関連において一応の意見を申し上げさせていただきますと、国家賠償の場合にもともと、先ほど稲葉委員の御質問の際にもお答えしましたように、国は不法を犯さずというような思想でずっと来ておりましたのを、戦後、新憲法の精神にのっとりまして、国もまた、一般国民に損害を与えた場合には、故意、過失のある場合には、損害賠償の一般法理に準じて賠償するといふふうになされたわけにございします。

そこで、ただいまの御提言は、この国家賠償法から当該公務員の故意、過失という要件を取つて広く賠償するようになしてはどうかというところとでございしますけれども、考えてみますと、国の機関が行います行為というものはきわめて万般にわたつておりまして、先刻御承知のとおり、憲法上の諸権利もこれが衝突する場合もあるわけにございしますし、また、公共の福祉という觀念から一定の私権の制限がなされる場合もあるわけにございまして、そういうあらゆる国の行為につきましても、利益を得る人がある反面、必ずと言っていいほど損害を受ける人も主観的にはあるのだからと思ひます。そういう場合をすべて、当該公務員の故意、過失にかかわらず賠償するということになりまして、著しく正義に反するようないひては憲法の精神、趣旨と背馳するやうな結果になる場合もあり得るのではないかと考えられるわけでありまして、この際は、ただいま刑事補償法がとつておりますように、特殊な国民的な必要性のある部分について、個々の、故意、過失という要件を外したそういう法律をつくつて特定の分野の事

象に対応する、こういうことはいいいのではないかという気がいたすわけにございします。

○飯田委員 そうしますと、刑事補償法は国家賠償法の特別法だ、このように御理解になつてゐるようですが、実はお聞きしたのですが、特別法ならば、特別法を優先的に実行するのが正しい。そうしますと、刑事補償法において賠償すべき損害賠償は、本人が受けた實際上の財産上の損失と得べかりし利益の喪失でございしますが、これを制限することなく、国家賠償法で要求する方は、刑事補償法で要求したもうできないのだということにして、特別法ですから、刑事補償法の方で全部要求するといふふうにお考えになつておるのでしょいか、その点をお伺ひします。

○伊藤(榮)政府委員 刑事補償法というのは、国家賠償法に対する関係において、一面特別法でございします。故意、過失を要しない等の点において特別法の性格があると思ひますが、また、無罪になつた人に広く補償するといふことにおいて、必ずしも特別法でもないやうな性格があると思ひますが、それはさておきまして、刑事補償法の方で財産上の損害あるいは精神的な損害を一〇〇％に個々具体的な事案に応じて補償していくという制度にしてはどうかということにございしますが、確かに一つの御指摘であらうと思ひます。

ただ、その場合一つ考えなければならぬと思ひますのは、現在のやり方でありまして、金額において損害額が定型化されておりますので、きわめて迅速にそれなりの補償がなされるわけにございしますが、個々具体的な損害額というものをすべてカバーしてあげるといふ制度にいたしますと、事が、身柄を拘束されたことによつて何ほどの財産的な損害を生じたか、逆に言えば、身柄を拘束されなくても生ずべかりし損害を算定してそこから差引くとか、事実認定その他、非常に複雑かつ困難な事実調べ等を要することとなりと思ひます。そういったと、結局、現在国家賠償法に續いて要しておるやうな期間あるいはこれに近い期間を要するやうなことになりますと、身柄

拘束を受けた末に無罪となつた人に対する補償を迅速にとりあえずしてあげようという目的がやや実現がむずかしいやうな感じがするといふふうに思ひますが、先ほど稲葉委員から西ドイツの法制等を御引用になりました御指摘がございしましたし、ただいまも御指摘がございしたので、将来の研究課題として十分承つておきたいと思ひます。

○飯田委員 この問題は、それではこれでやめまして、次に、このたびの法案によりまして、補償金につきまして、附則の2で、既往にさかのほらないといふことになつておりますが、この補償金というのは、元來補償するときの法律によつて支給するのが正しいのではないかと考えるわけにございします。

なぜならば、政府の方の御処理によつて補償するときに早かつたりおくれたりするはずであります、それが原因となつて、一部の人はそのときの法律で支給を受けるが、ほかの人はそのときの法律で支給を受けないで、必ずしも十分なことになるまいといふことにならうと思ひます。そこで、附則の2というのは、これは無用のものではないかと思ひますが、いかがでございしますか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま御指摘がございしました、身柄の拘束を受けたときを基準に払つたらどうかというやうな御指摘でございしますが、この刑事補償の請求権と申しますのが、無罪の裁判が確定した時点で発生するといふことに相なつておるわけにございまして、その請求権が発生した時点において請求権の内容といふのは抽象的に確定をする、こういう考え方をいたしますと、やはり無罪の裁判が確定した時点でそれぞれの人が持たれる請求権の抽象的内容が決まるという意味において、その確定の時期に施行されている刑事補償法によつて補償して差し上げる、これが理論的に筋が通るといふ観点から、このやうな附則を設けておるわけにございします。

ただ、同じ時期に同じ程度の拘留、拘禁を受け

たのに、裁判を受けた時期が一人の人は旧法時代であり一人の人は新法になってからである、こういう場合が生ずるということをどう調整したらいいか。すべて補償を受けられる人の利益になるような方向で考えてみたかどうかというのも一つの御意見としてあるわけでございまして、この点は将来なお検討してみたいと思いますが、ただいまのところは、請求権の発生という時期で法律の適用をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○飯田委員 それでは、この問題は御研究いただく内容としたしまして、この際、これ以上お尋ねはいたしません。

そこで、次に問題となりますのは、この刑事補償法は、無罪の裁判を受けた者に対して補償をする、その趣旨から設けられたと承っております。結局、憲法の四十条が根拠になっておるといふふうに思うわけでございますが、憲法の四十条で言うところの無罪の裁判というのは、これは拘禁された者と扣留された人が罪になる行為をしていない、罪になる行為をしていないのに間違つて逮捕された、そして扣留された、こういう場合に無罪の判決を下された、これは本当に行為者が罪となる行為をしていないのですから、つまり扣留された人がしていいのですから、だからそれに対して補償する、そういうたてまえで憲法の四十条はあるといふふうに理解できるのであります。この点についていかがでしょうか。

○伊藤 榮 政府委員　現行刑事訴訟法で使っております無罪という言葉と憲法第四十条に言う無罪という言葉の概念を一致せしめる必要はないのではないかという御趣旨に帰すると思うのでございますが、憲法三十条あたりから四十条あたりにかまけてましての諸規定は刑事手続に関する人権の保障規定でございますが、これらは憲法自体としまでも、現在の刑事訴訟法あるいは刑法というふうなものではないにしても、これによって代表されます近代的な刑法あるいは刑事手続というものを念頭に置きましてそれぞれの規定がなされて

おるといふふうに思うわけでございます。

そこで、憲法第四十条で無罪という言葉を使いましたときにどういうことをその二字の中で考えられたかということが問題になるわけでございますが、この新憲法制定の前後を通じて、刑罰法令のあり方につきましては、やはり犯罪の成立立要件としては構成要件該当性、違法、有責、そういう三つの要素が三本柱として存在して初めて犯罪と言ひ得るといふ一般的刑法思潮、こういうものを踏まえてできておると思うわけでございまして、そういたしますと、そのうちのどれ一つ欠けても無罪という裁判がなされるわけでございまして、そういう意味で憲法第四十条で書いておられます無罪も、この犯罪と言ひ得るための三要件のいずれかあるいはその全部が欠けた場合、これのことを言っておるものと解せざるを得ない、かように思っておるわけでございます。あるいは他に、ただいま仰せになりましたように、構成要件該当性が犯罪成立のための幹でありまして、違法とか有責というのはその支え木のようなものであるという考えをとるといたしますと、この憲法四十条の無罪を犯罪構成要件該当性のみの意味に限って解釈することができると思ひますけれども、私どもはただいま御説明しましたように、三要素が犯罪の成立のために必要だという立場を踏まえて憲法がつくられたものというふうに考えておる次第でございます。

○飯田委員 憲法制定当時に刑法解釈を入れて制定されたというお説ですが、どうも私はこの点については疑問を持つわけでございます。本当にアメリカの人たちがドイツ流の無罪を考えたおったかというところでございます。

「委員長退席、保岡委員長代理着席」
憲法は御承知のように日本国家において立法した
ものではございませんけれども、その草案はGHQ
の、ほとんどの根本的な修正は許されないほどの
強い要求に基づく御提案であつたはずでございま
す。このアメリカ刑法においての無罪という言葉
とドイツ刑法における、ドイツの学者が言う無罪

という言葉には、おのずから違いがあったはずでございまして、私どもは憲法四十条というのはドイツ刑法学で言う犯罪構成要件というものを考へておられないのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。これは当時の立法事情をもっと詳しく調べていただかなければわかりませんので、後ほどぜひお調べになつていただきたいと思います。

そこで、その憲法問題は憲法問題で一つ宿題を残しまして、次に、時間の都合で刑法問題に移りたいと思います。

憲法の規定はそうになつておるのだが、では刑法ではどうなつておるかという問題につきまして、わが国の刑法は御承知のように第一編、第二編と分けて、第二編の方において罪の規定を設けております。この罪の規定は、御承知のように罪と刑は法律をもつて定めなければならないという原則に基づいて書かれておるのでございまして、ここに掲げられた罪はすべてそれに該当すれば無条件に罪なのであります。たとえば百九十九条の人を殺した者は、この概念に当てはまればそれは殺人なのであります、ただそれを罰するか罰しないかは別の要件によつて決めることになる、そういうたまえを日本の刑法はとつておると思ひます。そして罰するか罰しないかを決める要件は、これは主として第一編の第七章におきまして決めております。

そこでこの第七章に決められておる法令による行為とか正当防衛とか、あるいは緊急避難とか責任無能力者の行為とか、こういうものの本質をどう考えるかという問題につきまして、これは字學説が分かれておることは私も承知をいたしております。しかし、ここで考えなければなりませんのは、行為者の主観的事情とそれから客観的に発生した事実、この問題は分けて考える必要があるのではないか。客観的に発生した事実の問題は、刑法第二編の罪に該当する事実の実現であります。もちろんその中には故意、過失も入りましょうし、いろいろ入るであります。その第二編に決め

であることに該当した行為が実現すればそれで罪があるということになるわけでありませう。それを特にそれだけで罰したのでは責任主義に反する。

わが国の刑法は責任なければ刑罰なしという責任主義の伝統によっておるといふに言われております。このことは非常に重大でございまして、責任がなければ刑罰はないのだ、ということは、逆に言えば、責任があれば刑罰があるかということではないのであります。責任はあつても刑罰はない。そういう責任があるから必ず全部刑罰を科するということではない。要は責任がない者を罰してはいけない、こういうことでありまして、それならばどのような場合に責任がないかといひますと、刑法の第一編第七章に書いてあることであります。あの第七章に書いてある法令による行為とか正当防衛とか緊急避難とか責任無能力の行為、こういうようなものは責任がない。つまりおまえのやつたことはけしからぬではないかと言つて責めることができない事情にある、だからそういう場合は罰しない、こういうたてまえで刑法は現実には制定されておると見ざるを得ないわけであります。ドイツ刑法学者が何と言おうと、日本の刑法学者が何と言おうと、それは学説であります。少なくとも刑法の現実の規定はどうなつておるかという問題からいきますと、私はそう理解せざるを得ないと思います。

そこで、罪というところに該当する行為が実現すれば罪はありますのであります。罪はあるのだけれども正当防衛だから罰しない、緊急避難だから罰しない、あるいは責任無能力者の行為だから罰しないというものは、そうした行為には犯罪者としてきめつけるには適當でない事情があるからであります。少なくとも刑罰適用能力がないとされるか、あるいは社会責任觀念からいまして加害者に違法意識がない場合である、だから責任を問ひ得ないのだ、責任を問ひ得ないから罰しない、これが現行刑法の立法のたてまえになつておるといふふうに理解せざるを得ないのであります。

そうしますと、ここで問題になりますのは、無

罪とは何であるかといふと、これは刑法の「第二編 罪」に掲げてあるそのことに該当する事実あるいは該當する行為を実現しなかつた場合、これが無罪だと言わざるを得ないのであります。刑法第二編に決めてある行為を実現した場合あるいはそういう行為をした場合、行為がある場合、これを無罪とは言ひ得ない、罪はあるのですから。それは無罪ではなくて、明らかに罪はある場合であります。ただ、それを罰するか罰しないかは別の事情によつて、行為者の主観的事情を取り入れて罰しない、このように刑法ではなつておるといふふうに理解されますが、この辺についていかがでございますか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします前に、宿題をちょうだいしたような形になつておりますので、その点だけちょっと宿題の半分前渡しというようにことで申し上げさせていただきますか。

憲法制定の経過につきましては私もさうに深く調べてみたと思ひますが、憲法第四十条の刑事補償に関する規定は、国会において議員修正で入れられました規定でございますので、これはあるいはアメリカ軍の影響がなかったのではないかと感ぜられた感じがしますが、その辺もなお調査してみたいと思ひます。

それから、ただいまの無罪の本質といふは、罪といふものの本質についての御議論でございます。拝聴しております、はなはだ傾聴に値するお説であると思つております。ただ、しかしながら、たとえば刑事訴訟法第三百三十六條で、被告事件が罪とならないときは無罪の言ひ渡しをするということになつておるのですが、この場合の「罪とならない」といふことの中には、伝統的に最高裁判所におきまして、先ほど申し上げました三要件を平等に扱ひまして、責任能力のない場合あるいは違法性のない場合、いずれも罪とならないということと解釈されておるわけでございます。したがひまして、刑法各則の構成要件を充足するけれども、責任阻却事由がある、あ

るいは違法性阻却事由がある場合の裁判言ひ渡し方法については改めて規定をしておらないのが刑事訴訟法なのでございまして、ただいまのお話は私もよく承つて勉強させていただくべき分野の事項であると思ひますけれども、私も、私どももよく承つて勉強させていただくべき分野の事項であると思ひます。最高裁判所が確立したておりまして罪といふものの考え方、これに従つて考えていかざるを得ない、こういうふうに思つてございまして。

○飯田委員 ところで一つ私の考え方を申し上げたいのですが、罪と犯罪とは違ふということですが、罪といふのは、これは刑法で決めてある問題でございます。犯罪は、その刑法で決めてあることに該當する事実を犯した場合、犯すという以上は、そこに責任能力の問題が入つてまいります。責任能力等を加えた場合に犯罪といふのですが、罪といふ場合は、刑法の第二編に書いてあるあの条項に當てはまる事実を実現した場合、あるいはそういう行為をした場合、それを罪と言ふわけですね。罪、それに責任能力が加わつて考えた場合が犯罪。罪を犯すのですから、犯すといふのは、これは大いに意味が違ふ、このように考えるわけですが、ここで無罪といふ場合は、明らかにどの法規を見ましても罪とならない、罪となるべき行為がない、これが無罪。犯罪を犯してないといふ言葉は使つてないのです。刑事訴訟法でもそういう言葉は使つてない。私は思ひます。刑事訴訟法では、無罪の判決を言ひ渡すべき場合としましては「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないとき」こうあるわけですが、明らかに使ひ分けをいたしております。「罪とならないとき」とあるのは「犯罪の証明がないとき」、違ふわけですが、もしこれが同じものであるなら同じ言葉を使ふなければいけません。同じ条文の中でのこのように使ひ分けておるといふことは、この場合の罪といふのは、刑法の第二編に書いてある罪、その罪に該當しないといふ場合のことであり、それから被告事件について犯罪の証明ができぬといふ場合は、もちろん罪の証明ができないばかりで

なしに、そういう行為者の主観的事情も証明できぬといふ場合も含まれる、このように理解できるのですが、この点についてはいかがでございますか。

○伊藤(榮)政府委員 刑法学の分野におきましては私も先生に対抗するだけの知識を持ち合はせないのでございまして、役人といひまして、わが国の最高裁判所が現にとつておる立場、これでお互にさせていただくより仕方がない。そういう意味におきまして、ただいまの御指摘に、そのとおりの解釈で今後いたしますというふうにお答えできないのを大変残念に思つておる次第でございます。

○飯田委員 私は裁判の現実の問題を申し上げておるのじゃないに、立法の問題を申し上げておるのです。立法する場合の態度、考え方の問題を申し上げておるわけですが、最高裁の判例がどうあると、それは法律を根拠にしてなされるのですから、われわれ立法者の立場としては、判例が合理的であるか、判例が合理的であるかといふ点を詳しく審査すればいいと思つております。

私は、最高裁の従来の判例がどうもドイツ刑法の理論に煩わされておるような気がしてしやうがないのです。私はもつと刑法の理論も英米法の刑法理論をお考えになつていく必要があるのではないかと、刑事訴訟法が英米法によりながら刑法だけドイツ法だといふのは、これは考え方がおかしいと思ひます。もう少し英米法では融通のある考え方をしているわけですね。決してドイツ法のような固定した考え方はとつていないのです。この刑事補償法といふものは、明らかに現行憲法を基礎にしております。現行憲法は、これはアメリカの憲法思想を多分に受けておるわけなんです。ですから、そういう点からいひましても、必ずしも従来の明治憲法下における刑法理論、その流れをくんでおる今日の刑法理論を固執する必要は、立法者としてはないのじゃないかと私は思ふのです。

それで、刑事補償法につきまして、もつと国民感情にびたつと合うような内容で今後改正案をお

考えになる御用意はないかどうか、お伺いをいたします。

○伊藤(榮)政府委員 立法者としての御見識でお述べになっておりますことをよく存じ上げておるわけでございますが、ただいま御指摘の問題につきましては、先生みずから御指摘のように、現在の刑法それから刑事訴訟法の相当部分が、ドイツ式と言つてもいいと思ひますが、その犯罪論を中心を組み立てられておる事情がございまして、ひとり刑事補償法のみを刑法、刑事訴訟法と切り離して、別の新しい角度から、そういう発想あるいは思想からつくるといふことは、なかなかできにくいことであらうと思ひます。すなわち、立法同士の調和を欠くということになつては相ならぬと思ひます。そうであるから、事は刑事法一般に影響してくる問題でございまして、おっしゃいましたことをよくかみしめて、なお勉強させていただきますか。

○飯田委員 時間がもう来ましてしまつたので締めくくりますが、私がここで刑事補償法について御質問申し上げております内容は、決してこれだけにとどまらなないのであります。刑法改正の根本的な態度、刑法改正の具体的な内容、そういうものにも当然出てくる問題だと思ひますので、御質問を申し上げたわけですが、

今日刑事補償で、実はだれが見ても、こんなのに補償するのはいふやうなほどに追い銭と思はれるようなものじゃないかといふ非難をこうむる事件が大変多いわけですね。

(保岡委員長代理出席、委員長着席)

精神薄弱な状態があつた人の行為について無罪にしてしまふ、あるいは大酒を飲んだ人の行為について無罪にしてしまふ、そしてそれに刑事補償をする、こういう考え方は、いかにも今日の刑法理論に合つておるのじゃないかと思ふわけですが、刑法は一体何のために存在するのかわつていないために無罪になつたのなら、これはあらゆ

ることをして慰めなければならぬ、損害を賠償しなければならぬ。しかし現実に加害者になっておいて、人を殺しながら、あるいは放火をしておる加害者でありながら、それがたまたま責任無能力だという裁判所の認定によって——本来は無罪になるべきではなくて、私は刑法理論からいいますならばこれは罰せずの方なんだと思いますけれども、不幸にして現在の裁判所の御見解が、本当に刑法の根本精神を理解しておるかどうかわからないような御見解がたまにありますので、そのためにこういう不祥事が生じておるといふことはまことに遺憾であると思うものであります。罰しないということと罪とならぬということとは違ふのだ、これはもう明らかに今日の刑法でさえそういう立法の態度をとっておるのに、それを解釈で、罰しないということとはそれは犯罪がないことだ、そういう解釈をおとりになって、だれが見ても補償すべきでない者に対して補償しておられるという点について、私は遺憾の意を表するものであります。この点につきましてぜひ根本的な御研究を重ねられて、国民の万人が納得がいく刑法を一日も早くつくっていただきたい、こう思うものであります。

時間が参りましたのでこれで私の質問はやめますが、ちょっとその点の刑事局長の御見解を承りたいと思います。

○伊藤(榮)政府委員 かねがね承っており、またただいまお話を承りまして、貴重な御意見だと思えますので、今後の立法作業に十分参考にさせていただきますと思います。

○飯田委員 終わります。

○鴨田委員長 次回は、来る三十一日金曜日午前十時理事会、十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会